

地域型保育事業の設備及び運営に関する基準（認可基準）【小規模保育事業】

（平成26年1月24日現在の国の資料（自治体向け説明会）を基に作成）

項 目		区分	国の基準（案）			柏市の基準 （案）
			A型 （分園型）	B型 （中間型）	C型 （グループ型）	
職員数・資格 要件	保育従事者	従	保育士	保育士＋保育従事者 （保育士割合 1/2以上）	家庭的保育者 （＋家庭的保育補助者）	同左
	0～2 歳児を 4 名以上受け入れる場合、保健師又は看護師を 1 人に限って保育士としてカウント可					
	職員数	0 歳児 3：1 1・2 歳児 6：1 } ＋1 名		0～2 歳児 3：1 （補助者有 5：2）	同左	
居室の設備・ 面積基準	設備	参	0・1 歳児 乳児室又はほふく室 2 歳児 保育室			同左
	面積		0・1 歳児 1 人 3.3 m ² 2 歳児 1 人 1.98 m ²		0～2 歳児 1 人 3.3 m ²	同左
屋外遊戯場の 設備・面積基準	設備	参	屋外遊戯場（付近の代替地可）			同左
	面積		2 歳児 1 人 3.3 m ²			同左
給食	給食	未定	自園調理（調理業務の委託は可能） その上で、連携施設又は近接した同一・系列法人が運営する小規模保育事業，社会福祉施設，病院からの搬入を可能とする			同左
	設備		調理設備			同左
	職員		調理員（調理業務の委託を行う場合，連携施設等からの搬入を行う場合は不要）			同左
耐火基準	耐火基準等	参	上乗せ規制あり ※保育所に準じた上乗せ規制（保育室等を 2 階以上に設置する場合は耐火・準耐火建築物） ※消火器等の消火器具，非常警報器具，手すり等の乳幼児の転落事故防止設備（保育室等を 2 階以上に設置する場合）			同左

項 目		区分	国の基準（案）			柏市の基準 （案）
			A型 （分園型）	B型 （中間型）	C型 （グループ型）	
連携施設		未定	連携施設の設定が必要（経過措置あり）			同左
連携内容	給食に関する 支援	未定	I 連携施設からの搬入の場合 ・献立作成 ・給食の調理，搬入 ・個別対応（離乳食，アレルギー児，体調不良 児対応等） ※連携施設からの搬入を行う場合，献立作成を含 めた給食調理，搬入方法，費用負担に係る取り 決め，契約が必要 II 自園調理の場合 ・基本的には対応不要。 ・小規模保育の調理員の急な病休等で求めがあ る場合には，当該教育・保育施設の運営に支 障のない範囲で協力する			同左
	嘱託医 （健康診断）		I 小規模保育で嘱託医を別途委嘱する場合 ・基本的には対応不要 II 連携施設と同一の嘱託医に委嘱する場合 ・必要に応じ連携施設と合同で健康診断を行う			同左
	園庭開放		小規模保育から求めがある場合，連携施設の運営に 支障のない範囲で園庭を開放する			同左
	合同保育		小規模保育から求めがある場合，連携施設の運営に 支障のない範囲で合同による保育を行う			同左
	後方支援		保育士等の急な病休等で小規模保育から求めがある 場合，連携施設の運営に支障のない範囲で協力			同左
	行事への参加		小規模保育から求めがある場合，連携施設の運営に 支障のない範囲で協力			同左
	卒園後の受け 皿		3 歳からの新規入園希望者と比較して優先的に入園 させる（連携施設の設定・明示が必要）			同左
嘱託医		未定	嘱託医（連携施設と同一の嘱託医に委嘱することも 可能）			同左

(参考)

区分	効果	備考
従うべき基準 (従)	必ず適合しなければならない基準	法令等の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容されます。
参酌すべき基準 (参)	十分参照しなければならない基準	法令等の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容されます。